

第6回議論における補足資料

平成23年2月25日コンテンツ強化専門調査会

- 「新たな情報通信技術戦略」(平成22年5月、IT戦略本部)において、「国民利便性向上及びユーザー産業の高次化に資するクラウドコンピューティングサービスの競争力確保のため、データセンターの国内立地の推進を集中的に実施する。」ことが決定された。
- その具体的取り組みとして、「データセンターの国内立地を推進する特区制度の創設・規制緩和等の環境整備」を総務省と経済産業省が連携して行うこととされている。

●海外で普及しているコンテナ型データセンター設置にあたっての法的な課題

消防法

・火災警報／消火装置機器を搭載する必要

建築基準法

・コンテナを建築物として扱う場合、建築確認等の手続きが必要

現在、特区としての可能性や法令の運用面の明確化も含めて検討中

●参考

【新たな情報通信技術戦略(平成22年5月11日、IT戦略本部)】

3. 新市場の創出と国際展開

(4) クラウドコンピューティングサービスの競争力確保等

【重点施策】

○国民利便性向上及びユーザー産業の高次化に資するクラウドコンピューティングサービスの競争力確保のため、データ活用による新産業創出、データセンターの国内立地の推進、関連技術の標準化等の環境整備を集中的に実施する。

【具体的取組】

(略)特に、高効率なデータセンターの国内立地促進のため、特区制度の創設も視野にコンテナ型データセンターの設置に係る規制の緩和などを2010年度中に検討する。

【新成長戦略(平成22年6月18日、閣議決定)】

(データセンター特区関連)

【工程表】

V 科学・技術・情報通信立国戦略～IT立国・日本～

3. 新市場の創出

早期実施事項(2010年度に実施する事項):データセンターの国内立地整備等の制度見直しの検討



「総合特区制度」の概要

総合特区制度

=

新成長戦略を実現するための政策課題解決の突破口

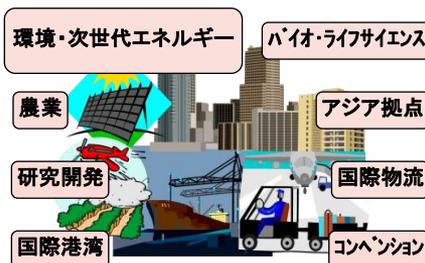
「必然性」と「本気度」があり、実現可能性の高い区域に国と地域の政策資源を集中

- 地域の包括的・戦略的なチャレンジを、オーダーメイドで総合的(規制・制度の特例、税制・財政・金融措置)に支援
- 総合特区ごとに設置される「国と地方の協議会」で国と地域の協働プロジェクトとして推進

2つのパターンの「総合特区」

①国際戦略総合特区

我が国の経済成長の
エンジンとなる産業・機能
の集積拠点の形成



②地域活性化総合特区

地域資源を最大限
活用した地域活性化の
取組による地域力の向
上



特例措置・支援措置

(1) 規制・制度の特例措置

※以下は制度創設に当たり、予め措置するものであり、法施行後、地域の提案を受けて累次追加。

- 全国的な展開に踏み切れない規制の特例も、自己責任の下、
区域限定で実施
⇒ ライフイノベーション、グリーンイノベーション等の本格展開の突破口

- 個別の法令等の特例措置に加え、地方公共団体の事務に関し、
政省令で定めている事項を条例で定められることとする
⇒ 地域主権改革を加速する突破口

(2) 税制上の支援措置

①国際戦略総合特区

- 国際競争力強化のための法人税の軽減
(投資税額控除、特別償却、所得控除より選択)
⇒ 国際競争力ある産業・機能集積拠点整備

②地域活性化総合特区

- ソーシャルビジネス等に対する個人出資に係る所得控除
⇒ 地域の志のある資金を「新しい公共」へ結集

(3) 財政上の支援措置: 関係府省の予算を重点的に活用。総合特区推進調整費により機動的に補完(H23予算: 151億円)

(4) 金融上の支援措置: 利子補給制度(0.7%、5年間)の創設(H23予算: 1.5億円)

総合特別区域法案のスキーム

総合特別区域推進本部(本部長:内閣総理大臣)

総合特別区域推進
WG

総合特別区域基本方針(閣議決定)

総合特別区域指定申請

(国際戦略総合特別区域又は地域活性化総合特別区域)

- ・地方公共団体が地域協議会の協議等を経て申請
- ・民間は地方公共団体に指定申請することの提案が可能
- ・申請に併せ、新たな規制・制度改革や支援措置について提案

地域協議会

- ・地方公共団体、実施主体等により構成

総合特別区域の指定

- ・推進本部の意見を聴いて内閣総理大臣が指定
- ・国と地域で課題解決の方向性を「国際競争力強化方針」「地域活性化方針」として共有

総合特別区域計画の作成・認定

- ・特例措置・支援措置の対象事業について記載

○総合特別区域基本方針のイメージ

1. 総合特区制度の趣旨

- ・新成長戦略等の政策課題を解決するための突破口
- ・地域の責任ある戦略が前提
- ・民間の知恵と資金を最大限活かす
- ・実現可能性ある限定区域に国と地域の政策資源を集中し、規制・制度の特例措置と税制・財政・金融上の支援措置を総合的に実施

2. 総合特別区域の要件

- ① 包括的・戦略的な政策課題の設定と解決策の提示
- ② 先駆性と一定の熟度
- ③ 地域資源等を活用した取組の「必然性」
- ④ 地域の「本気度」を示す責任ある関与
- ⑤ 明確な運営母体
- ⑥ 有効な国の規制・制度改革の提案
- ※ 国際戦略総合特別区域については、指定数は少数に限定

3. 特例措置・支援措置事項 等

国と地方の協議会 ※総合特別区域毎に設置

- ・構成: 国の関係行政機関・地方公共団体・事業の実施主体(民間・NPO等)等
- ・協議事項: 新たな規制・制度の特例措置・税制・財政・金融上の支援措置 等
- ※ 協議の整った事項について構成員は尊重義務を負う
- ※ 総合特区継続中は継続的に開催し、PDCAサイクルを実施

国が法令等の改正を措置(特例措置等が累次追加)

○特例措置・支援措置

※以下は制度創設に当たり、予め措置するものであり、法施行後、地域の提案を受けて累次追加。

(1) 規制・制度の特例

- ① 個別法・政省令等の特例 (例) 建築基準法の特例、通関案内士法の特例 等
- ② 地方公共団体事務について政省令で定める事項の条例委任の特例

(2) 税制上の特例

- ① 国際戦略総合特区: 国際競争力強化のための法人税の軽減
- ② 地域活性化総合特区: 地域の志のある資金を結集するための措置

(3) 財政上の支援

- ・総合特区に関する計画の実施を支援するため、各府省庁の予算制度を重点的に活用
- ・総合特区推進調整費(151億円)により、なお不足する部分を機動的に補完

(4) 金融上の支援

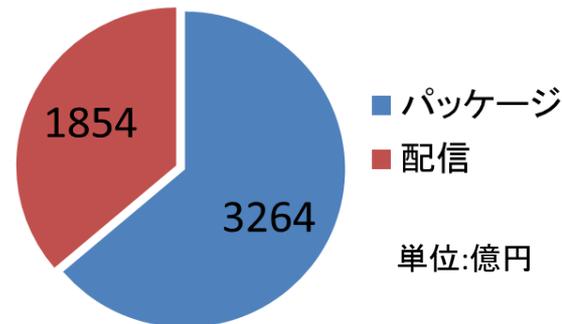
- ・総合特区に関する計画に係る事業を実施する者が、金融機関から必要な資金を借り入れる場合に、総合特区支援利子補給金(1.5億円)を支給

米国における主要コンテンツのデジタル化・ネットワーク化の動向

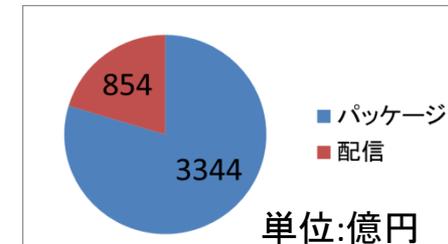
音楽

- Apple社のiTunesを中心に電子配信市場が拡大。
- 日本と比較して配信の割合が高い。パッケージ販売は低下傾向にあり、絶対額は日本が上回っている。
- 米国はPCによるダウンロードが中心であり、日本は「着うた」などの携帯配信が中心。

米国の音楽市場(2008)



日本の音楽市場(2008)



出典:デジタルコンテンツ白書2010

映像

【映画・放送番組】

- 主要放送局が参加するHuluによる無料配信(一部有料モデルあり)がされており、主要番組が網羅されている。
- Apple社のiTunes等によって主要な映画やドラマ等の放送番組が有料配信されている。モバイル端末へのダウンロード配信にも対応。

*市場データの数字はなし

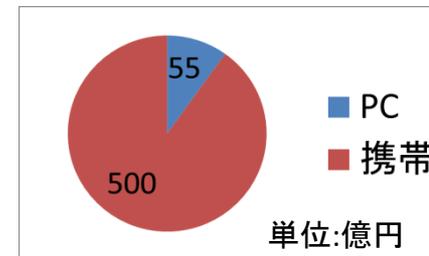
日本の映像分野の電子配信

- 【映画】既にネット配信に係るサービスも始まっている。ただし、洋画と比較するとコンテンツ数は少ない。
- 【放送番組】NHKや民放においてオンデマンド事業が近年積極的に展開されているが、米国のHulu等と比較するとコンテンツ数はまだ十分ではない。基本的には有料であり、モバイル端末へのダウンロード配信は基本的に対応していない。

書籍

- AmazonのKindleやiPadなどの端末機器により急速に普及。Kindleでは約70万冊を有料販売しているとされる。
- 2010年末の市場規模予測約10億ドル
(出典)米国調査会社 Forrester Research

日本の電子書籍市場(2009)



日本の電子書籍市場はこれまで携帯電話による配信中心。

昨年末から立ち上がった新たな電子書籍端末向けの書籍数は約2~3万と報道されている。

出典:デジタルコンテンツ白書2010